

平成20年2月15日

事務連絡

留学生住宅総合補償事務担当者 様

財団法人日本国際教育支援協会

事業部 共済課

「留学生住宅総合補償」への加入について

「留学生住宅総合補償」について平成20年1月11日付日国共発第34号でお知らせしたとおり、平成20年3月1日以降の補償内容及び保険料等負担金が変更となります。

補償開始が3月1日以降となる方につきましては、旧補償内容ではお引き受けができなくなりましたことから、平成20年2月29日までに旧補償内容で加入受付をした方で平成20年3月1日以降、補償開始となる方については、あらためて加入の手続きが必要となりますので、業務多忙の中誠に申し訳ありませんが、下記を参照のうえ宜しく御取り計らい願います。

記

平成20年2月29以前に旧補償内容で入金したもののうち、
補償開始が平成20年3月1日以降となる留学生において

1. 加入する予定で旧払込取扱票を配布済み
2. すでに郵便局で保険料等負担金（7,500円・14,000円）を振込済み
3. 「旧加入者証」を学校で発行したが、「旧加入者名簿」は協会へ未提出
4. 「旧加入者証」を発行済みで「旧加入者名簿」も協会に提出済み

以上の留学生につきましては、改定後の補償となるため、あらたに、新制度の内容を留学生に案内いただいたうえで、改定後の払込取扱票にて新保険料等負担金（4,500円・9,000円）の振込みのご指導をお願いいたします。

上記3. の場合は、加入者名簿を協会へ提出しないようお願いいたします。

上記4. の場合は、提出いただいた加入者名簿より該当留学生を削除させていただきます。

旧補償内容で留学生が振込済みの保険料等負担金につきましては、協会から留学生の口座へ送金させていただきます（手数料は協会が負担いたします。）ので、別添文書をご記入のうえ、FAXにて協会あてご送付願います。なお、多数該当者がいる場合は、別添文書をコピーするか、あるいは学校等で作成していただいた書類にてもれなく記載のうえご送付願います。

以上

【お問い合わせ先】

(財)日本国際教育支援協会 事業部 共済課

☎ 03-5454-5275 FAX 03-5454-5232